

石川県公報

令和 8 年 3 月 19 日 (木曜日)

号 外

(第 18 号)

目 次

規 則		訓 令	
○石川県公報発行規則の一部を改正する規則 (総務課)	1	○石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (競馬総務課)	8
○石川県能登空港条例施行規則の一部を改正する規則 (空港企画課)	2	○石川県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課)	10
○石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則及び石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則 (産業政策課)	5	○官報報告規程の廃止 (総務課)	10
○石川県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則 (水産課)	6	○石川県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則	10

規 則

石川県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第六号

石川県公報発行規則の一部を改正する規則

石川県公報発行規則(昭和三十三年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第九条を第十条とする。

第八条中「公報に登載した事項に印刷の」を「公報登載事項に」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「公報印刷」を「公報」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項及び第三項中「登載する事項」を「係る公報登載事項」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「公報に登載する事項」を「公報登載事項」に改め、「原議書とともに」を削り、同条第二項を削り、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(発行方法)

第三条 公報を発行しようとするときは、前条各号に規定する事項(以下「公報登載事項」という。)を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を知事の使用に係る電子計算機に備えられた公報登載事項を記録するためのファイル(次項において「公報ファイル」という。)に記録しなければならない。

2 公報の発行は、知事が、公報ファイルに記録された公報登載事項について、当該公報ファイルを電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。

3 事故その他特別の事情によつて前項に規定する方法により公報を発行することができないとき又は著しく困難であるときは、同項の規定にかかわらず、公報登載事項を記載した書面を総務部総務課行政情報サービスセンターにおいて一般の閲覧に供する方法により、公報を発行することができる。ただし、これによることができないときは、当該書面を適当な場所において一般の閲覧に供する方法により、公報を発行することができる。

第十一条中「公報は、」を「第三条第二項の措置をとつたときは、公報登載事項を記載した書面を」に、「備え置く

とともに、「インターネットを利用して」を「備え置き」に改める。

第十二条及び第十三条を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

石川県能登空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第七号

石川県能登空港条例施行規則の一部を改正する規則

石川県能登空港条例施行規則(平成十五年石川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第一号(第2条関係)

(表)

空港施設使用(変更)届出書

年 月 日

石川県能登空港管理事務所長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

空港の施設を使用(空港の施設の使用について届け出た事項を変更)したいので、石川県能登空港条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

使用航空機の型式等	型 式	
	登 録 番 号	
	最 大 離 陸 重 量	トン
	主 脚 の 型 式	単車輪・複車輪・複々車輪
	換 算 単 車 輪 荷 重	トン
	騒音値(ターボジェット機の場合)	E P Nデシベル
使 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (停留時間 時間 分)	
使用しようとする施設	滑走路・誘導路・エプロン その他()	
使 用 目 的	定期航空運送事業・航空機使用事業 その他()	
変 更 内 容 (年 月 日 付け届出の変更)	変更事項	
	変更理由	
参 考 事 項		

備考1 主脚の型式、使用しようとする施設及び使用目的欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 使用しようとする施設及び使用目的欄のその他に該当する場合は、()内に具体的な内容を記載すること。

3 変更内容欄は、使用変更の届出の場合に記載すること。

(裏)

国土交通省による基準・要請に基づき、以下について確認等願います。

1 法令の違反その他空港管理上支障がないよう使用すること。	<input type="checkbox"/> 確認
2 届出者が、空港を使用した行為により、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。	<input type="checkbox"/> 確認
【自家用航空機のみ】 3 航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していること。（ただし、官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く。） [対象となる航空機の種類：飛行機、回転翼機、滑空機及び飛行船]	<input type="checkbox"/> 確認
【自家用航空機のみ】 4 航空機乗組員は、酒気を帯びている場合は空港を使用しないこと。	<input type="checkbox"/> 確認
【自家用航空機のみ】 5 航空機乗組員は、石川県能登空港管理事務所の職員によりアルコール検査機を使用したアルコール検査による酒気帯びの有無について確認を求められた場合は、これに応じること。	<input type="checkbox"/> 確認
6 滑走路・誘導路等において航空機が航行不能となった場合に備え、次のいずれかの書類を提出していること。 【能登空港において撤去能力のある事業者等】 ○運航者撤去作業計画 ○航行不能航空機の撤去作業に関する同意書（事業者向け） 【能登空港において撤去能力のない事業者等】 ○航行不能航空機の撤去作業に関する同意書（個人・その他会社向け）	<input type="checkbox"/> 提出済

※次のいずれかに該当する者は、撤去作業計画及び同意書の提出は要しない。

- ・自衛隊（自衛隊より新造機製造又は自衛隊が所有する航空機の整備作業等を受託して当該航空機を運航する場合にあっては、当該受託者を含む。）
- ・外国の軍隊
- ・国の行政機関から便宜供与依頼があった航空機の利用者（便宜供与依頼のあった飛行及び当該飛行に関する一連の飛行に限る。）

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

(表)

運用時間外空港施設使用 (変更) 許可申請書

年 月 日

石川県能登空港管理事務所長 様

住 所
氏 名(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

運用時間外の空港の施設の使用 (運用時間外の空港の施設の使用の許可にかかる事項の変更) の許可を受けた
いので、石川県能登空港条例第 4 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

使用航空機の型式等	型 式	
	登 録 番 号	
	最 大 離 陸 重 量	トン
	主 脚 の 型 式	単車輪 ・ 複車輪 ・ 複々車輪
	換 算 単 車 輪 荷 重	トン
	騒音値 (ターボジェット機の場合)	E P N デシベル
使 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (停留時間 時間 分)	
使用しようとする施設	滑走路・誘導路・エプロン その他 ()	
使 用 目 的	定期航空運送事業・航空機使用事業 その他 ()	
運用時間外使用の理由		
変 更 内 容 (年 月 日 付け許可の変更)	変更事項	
	変更理由	
参 考 事 項		

備考 1 主脚の型式、使用しようとする施設及び使用目的欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 使用しようとする施設及び使用目的欄のその他に該当する場合は、() 内に具体的な内容を記載すること。

3 変更内容欄は、使用変更の許可申請の場合に記載すること。

(裏)

国土交通省による基準・要請に基づき、以下について確認等願います。

1 法令の違反その他空港管理上支障がないよう使用すること。	<input type="checkbox"/> 確認
2 申請者が、空港を使用した行為により、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。	<input type="checkbox"/> 確認
【自家用航空機のみ】 3 航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していること。（ただし、官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く。） [対象となる航空機の種類：飛行機、回転翼機、滑空機及び飛行船]	<input type="checkbox"/> 確認
【自家用航空機のみ】 4 航空機乗組員は、酒気を帯びている場合は空港を使用しないこと。	<input type="checkbox"/> 確認
【自家用航空機のみ】 5 航空機乗組員は、石川県能登空港管理事務所の職員によりアルコール検査機を使用したアルコール検査による酒気帯びの有無について確認を求められた場合は、これに応じること。	<input type="checkbox"/> 確認
6 滑走路・誘導路等において航空機が航行不能となった場合に備え、次のいずれかの書類を提出していること。 【能登空港において撤去能力のある事業者等】 <input type="checkbox"/> 運航者撤去作業計画 <input type="checkbox"/> 航行不能航空機の撤去作業に関する同意書（事業者向け） 【能登空港において撤去能力のない事業者等】 <input type="checkbox"/> 航行不能航空機の撤去作業に関する同意書（個人・その他会社向け）	<input type="checkbox"/> 提出済

※次のいずれかに該当する者は、撤去作業計画及び同意書の提出は要しない。

- ・自衛隊（自衛隊より新造機製造又は自衛隊が所有する航空機の整備作業等を受託して当該航空機を運航する場合にあつては、当該受託者を含む。）
- ・外国の軍隊
- ・国の行政機関から便宜供与依頼があつた航空機の使用者（便宜供与依頼のあつた飛行及び当該飛行に関する一連の飛行に限る。）

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則及び石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第八号

石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則及び石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則

(石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則の一部改正)

第一条 石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則（平成九年石川県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「六、四九〇円」を「六、八八〇円」に改める。

(石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部改正)

第二条 石川県工業試験場等の手数料に関する規則（平成十二年石川県規則第十三号）の一部を次のように改正す

る。

別表 2 の表(3)の項中

洗濯試験	1 試料	1,320円	を
------	------	--------	---

洗濯試験	1 試料	1,740円	に、
------	------	--------	----

ドライクリーニング試験	1 試料	1,820円	を
-------------	------	--------	---

ドライクリーニング試験	1 試料	1,850円	に改める。
-------------	------	--------	-------

別表 3 の表(2)の項中

1 成分	3,790円
1 成分	6,620円

を

1 試料	3,790円
1 試料	15,980円

に改める。

別表 4 の表(2)の項中「2,140円」を「2,300円」に改める。

別表 13 の表(2)の項中「690円」を「920円」に、「2,100円」を「4,140円」に改め、同表(3)の項中

洗濯試験機	1 時間	490円	を
-------	------	------	---

洗濯試験機	1 時間	1,310円	に改め、同項に次の
-------	------	--------	-----------

ように加える。

熱分解ガスクロマトグラフ質量分析計	1 時間	8,870円
-------------------	------	--------

別表 13 の表(4)の項中「1,640円」を「3,590円」に改め、同項に次のように加える。

原子吸光分析装置	1 時間	1,880円
----------	------	--------

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

石川県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第九号

石川県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

石川県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和二年石川県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項及び第三十条第一項」を「第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項」に改める。

第二条第一項中「第二十六条第一項及び第三十条第一項」を「第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「漁獲割当管理区分をいう。以下同じ。」の下に「の特定水産資源（特別管理特定水産資源（法第二十六条第二項に規定する特別管理特定水産資源をいう。以下同じ。）を除く。）を、「別記様式第一号の書面により」の下に「、漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては別記様式第二号の書面により」を加え、「に係る報告にあつては別記様式第二号」を「の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）に係る報告にあつては別記様式第三号の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては別記様式第四号」に、「別記様式第三号」を「別記様式第五号」に改める。

第三条中「別記様式第四号」を「別記様式第六号」に改める。

別記様式第一号中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」に改め、同様式記載要領中 3 を削り、4 を 3 とし、5 を 4 とする。

別記様式第四号中「第26条第1項の」と「第26条第1項及び第2項の」と「法第30条第1項」と「法第30条第1項及び第2項」と「第26条第1項及び第30条第1項」と「第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第三号を別記様式第五号とする。

別記様式第十一号中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」と改め、同様式記載要領4を削り、同様式を別記様式第十二号とし、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第4号（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

石川県知事 様

氏名（法人にあつては、名称）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法第30条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号	船 舶 等 の 名 称		
	漁 船 登 録 番 号		
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	個体の数

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、石川県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くるまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第十一号の次に次の様式を加える。

別記様式第2号(第2条関係)

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分)及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

石川県知事 様

氏名(法人にあっては、名称)

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

1 漁獲量等の報告

漁業法第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号			
特別管理特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位:)		
特別管理特定水産資源ごとの 陸揚げした日/漁獲量(kg)/ 個 体 の 数			
船 船 等 の 名 称			

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう)、石川県の機関その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

(記載要領)

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする(漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。)
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす(移送用の仮いけすを含む。)に入れた日を記入することとする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 改正前の石川県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお自分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

石川県規則第十号

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

石川県地方競馬実施条例施行規則(昭和五十二年石川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「出走申込み」を「出走の申込み」に改める。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第八条中「着順確定」を「着順の確定」に改める。

第十六条第一号中「第六条第一項及び第二項」を「第六条」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を「第八条」に改める。

第三章の章名中「出走申込み」を「出走の申込み」に改める。

第十九条第一項及び第二項第五号中「出走申込み」を「出走の申込み」に改め、同項第六号中「騎乗申込み」を「騎乗の申込み」に改める。

第二十三条の見出しを「(出走の申込み)」に改め、同条第五項中「出走申込みが」を「出走の申込みをすること」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「出走申込み」を「出走の申込み」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「出走申込み」を「出走の申込み」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「出走申込み」を「出走の申込み」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「馬主(共有馬の場合にあつては、共有代表馬主。第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第二項、第六十三条第一項並びに第六十八条第三号において同じ。)は、競馬に馬を出走させようとするとき」を「前項の出走の申込み」に、「提出しなければ」を「知事に提出してしなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

馬主(共有馬の場合にあつては、共有代表馬主。第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第二項、第六十三条第一項並びに第六十八条第一項第三号において同じ。)は、競馬に馬を出走させようとするときは、出走の申込みをしなければならない。

第二十四条第一項中「出走申込み」を「出走の申込み」に、「前条第一項」を「前条第二項」に改める。

第二十五条の見出しを「(騎乗の申込み)」に改め、同条第二項中「騎乗申込み」を「騎乗の申込み」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「騎手は、競馬において騎乗しようとするとき」を「前項の騎乗の申込み」に、「提出しなければ」を「知事に提出してしなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

騎手は、競馬において騎乗しようとするときは、騎乗の申込みをしなければならない。

第二十六条、第二十七条及び第二十八条第二項中「出走申込み」を「出走の申込み」に改める。

第三十七条に見出しとして「(禁止薬物の影響下にある馬の出走制限等)」を付する。

第四十二条の見出し中「引き付け」を「引付け」に改める。

第六十九条第一項及び第二項並びに第七十一条中「出走申込み」を「出走の申込み」に改める。

第七十二条第一項及び第二項中「出走申込み」を「出走の申込み」に、「騎乗申込み」を「騎乗の申込み」に改める。

第七十六条第二項中「拡大馬番号二連勝複式投票法」を「拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法」に改める。

第八十四条第二項中「場合」を「場所」に改める。

第八十五条第一項中「競馬場の入場者からは」を「知事は、競馬場の入場者から、」に改め、同項ただし書中「おいて準用する」を「おいて読み替えて」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 知事は、特別観覧席の利用者から、別表第六に掲げる特別観覧席料を徴収する。

第八十五条に次の一項を加える。

4 知事は、特に必要があると認めるときは、特別観覧席料を減免することができる。

第九十四条及び第九十五条中「出走申込み」を「出走の申込み」に改める。

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第6(第85条関係)

区分	定員	単位	金額
シングル席	1人	1人につき	1,000円
ボックス席	4人	1席につき	4,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八十五条の改正規定及び別表第五の次に一表を加える改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

石川県マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十一号

石川県マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

石川県マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行細則(令和四年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第一条中「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律(一)」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律(一)」に、「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第二条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条第一項中「第四十九条第一項第三号」を「第七十六条の二十五第一項第三号」に改め、同項第一号中「第二百二条第一項」を「第六百六十三条の五十六第一項」に改め、同条第二項中「第二百二条第一項」を「第六百六十三条の五十六第一項」に、「第四十九条第一項第二号」を「第七十六条の二十五第一項第二号」に改め、同条第三項中「第四十九条第二項第三号」を「第七十六条の二十五第二項第三号」に改める。

第三条の見出し中「容積率」を「容積率等」に改め、同条中「第五十二条第一項」を「第七十六条の三十第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第1号

庁 中 一 般

官報報告規程(昭和39年石川県訓令第23号)は、廃止する。

令和8年3月19日

石川県知事 馳 浩

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会

石川県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第三号

石川県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員等の旅費に関する規則(昭和三十年石川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「方法と」を「方法とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行つた各号の規定により算定した額の合計額と」に改め、同項第三号ただし書中「第一号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に改め、「する」の下に「(第一項本文に規定する現に運送を行

つた各号の規定により算定した額を合計する場合であつて、第一号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の石川県職員等の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に石川県職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年石川県条例第四号)第二条第三号に規定する旅行命令権者(以下「旅行命令権者」という。)が同条例第三条第五項に規定する旅行命令等(以下「旅行命令等」という。)を発する旅行について適用し、同日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。

